

平成 26 年度第 3 回八尾市子ども・子育て会議

日時：平成 26 年 6 月 27 日（金）午後 7 時～

場所：八尾市立青少年センター 集会室

出席者：委員 20 人、事務局、関係課

議題

1 案件

- (1) (仮称) 子ども計画の理念等について
- (2) 見込量の確保方策の検討について
- (3) 子ども・子育て支援新制度における各種基準について
- (4) その他

開会

事務局

会議は公開となっており、市民が傍聴できること、会議録作成のために会議を録音することを確認。

また、本日は会長欠席につき、副会長が代理で進行することを説明。

委員の改選および欠席委員について説明。

案件（1）(仮称) 子ども計画の理念等について

副会長

案件（1）について事務局から説明をお願いします。

事務局

【資料 1-2】「(仮称) 子ども計画の理念等について」をご覧ください。

(前回会議の委員意見及び意見に対する市の考え方について説明)

続いて、【資料 1-1】「平成 26 年 5 月 30 日 八尾市子ども・子育て会議（仮称）子ども計画の理念・方向性・骨子等の検討について」をご覧ください。八尾市子ども計画の基本理念については、現在の次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎ、すべての子どもを対象としながら、子ども・子育て会議での議論、また、これまでの次世代育成支援行動計画を推進する中での取り組みや、平成 23 年度を計画期間のスタートとする「八尾市第 5 次総合計画」のまちづくりの目標などを踏まえ、子どもの主体性の視点、安全・安心の視点、子どもとともに育む視点を反映させた資料となります。下線を引いたものが今回反映させていただいた箇所となります。

(下線部分、今回反映した箇所について概要説明)

続きまして、【資料 1-3】をご覧ください。

資料 1-3 につきましては、これまで、次世代育成支援行動計画のもと、さまざまな取り組みを行ってきた中で、今後も、引き続き取り組んでいく、子どもの成長や家庭状況に応じ、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない支援の視点について、事前の資料送付後においても、事務局内で継続して、議論を進めて参りました。本日、資料 1-1 でご説明させていただいた内容に加え、切れ目のない支援の視点を反映させたものとして、追加提案させていただきます。

資料のうち網掛け部分が、資料 1-1 より変更した箇所となります。

(網掛け部分、資料 1-1 からの変更点について概要説明)

以上で、簡単ではございますが、案件（1）のご説明とさせていただきます。

副会長

前回の会議で、子ども計画について、よいネーミングがないかというご意見があったため、「(仮称) 子ども計画」となっています。ご意見、ご質問はありませんか。

委員

理念のところに、新たに「子どもを生み」という言葉が入っていますが、「生み」というのは、出産を意味するものですか。「はぐくみ」と読むのでしょうか。

事務局

妊娠期から子どもが生まれた以降まで切れ目なく支援したいと思っていることから、ここでは「出産」の意味で使っています。

委員

周産期の支援も大事ですが、すべての子どもという場合、多様なスタイルで子どもをもつことを考えると出産が含まれないこともあります。本計画では、その辺りも認識して進める必要があると思います。

副会長

ご指摘のように、すべての子育て家庭という文言と、子どもを生み子育てする家庭とは、若干領域が変わってきます。特に、国は里親の委託率の目標数値を検討するなど里親を推進しているという状況を考慮すると、「子どもを生み」という文言では、齟齬がでる可能性があります。また、ジェンダーの視点から、子どもを生むことを公が強制したり期待することは、フェミニズムの観点からは違和感があるかもしれません。

委員

子ども計画に熱心に目を向けるのは、20代から30代の若い母親だと思いますが、子育て

の「誇り」の意味が分かりにくいと思います。「誇り」という仰々しい言葉より、「ゆとり」、「充実感」、「充足感」などのほうがよいと思います。

「地域が子育てを支援するしくみづくり」も、地域全体で支えることで「支援」という言葉になっているのは分かるのですが、「地域で子育てを見守っていく」にしたほうが、「子どもに優しい八尾」というアピールができると思います。

「見守る」、「手を出さない」など、支援の方法を具体的にどのように考えているのかと思っています。

副会長

「誇りをもって」という言葉に違和感があるということと、地域が子育て家庭に積極的に関わっていただきたいという思いも分かりますし、一方では、地域がプライベートな領域に踏み込みすぎているという印象があるということで、「地域が」という点が気になるというご意見です。

委員

資料 1-3 と資料 1-1 を見て私も胸が痛くなりました。子どもが欲しくても生めない人は、「生めなければ育ててはならないのか」という印象を受けると思います。なぜわざわざこのような表現を入れたのかと思います。これは決定事項なのか、まだ練り直す余地があるのか知りたいです。

副会長

「子育てする」というと、子どもありきになるため、周産期も視野に入れた計画にしたいという趣旨だと思います。本日のご意見を踏まえて文言の修正の余地はありますか。

事務局

はい。

副会長

それでは、「子どもを生み」という文言は、再考をお願いします。

委員

最後に「地域が子育てを支援するしくみづくり」とありますが、子育てに関する地域とのつながりは、密接になってきていますが、地域を超えた子育て支援も大切だと思います。社会全体で子育てをしていくということを入れてもよいと思います。

副会長

3本目の柱で、「親が地域とつながり、子どもが主体的に地域にかかわる」という一方で、社会全体が地域を超えて子どもを見守ることも大切なため、地域と社会の2つの言葉がうまく書き込めればよいというご意見です。地域が子育てを見守るしくみということですが、恐らくここは、一步踏み込んで、地域の積極的な役割を期待していると思われます。「地域で子育てを見守る」というと、他の市町村の計画の文言とあまり変わらなくなるかもしれませんが、もう一步踏み込んだ地域社会の再生、積極的な子育て支援を期待しているのではないかと思います。キャッチコピーとしては、違和感のない分かりやすい文言がよいと思います。また、計画の中身で書きこむという方法もあると思います。

「誇り」という言葉を、どのように表現するかというご意見もありました。計画を最終的にとりまとめるまでに、理念だけでなく事業計画まで含めた分量が増えたものが出されます。その際に、事務局で検討したものを出してもらえればと思います。

また、「子どもを生み」という表現には違和感があるというご意見もありました。

続いて、「基本的な視点」について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

「すべての子育て家庭に対する視点」で、支援を切れ目なく行うことを言い切っていることに感動しました。乳幼児から18歳までの子どもの支援を行いますと書いていることがうれしいです。「努めます」、「しくみづくりを考えます」、「目指します」ではなく、「行います」とあるので、今後の具体的な政策が明確になると安心しました。

副会長

「子どもの視点」では、資料1-1で「子どもが自分らしく成長できるよう社会全体で見守ります」、資料1-3で「子どもが主体的に活動できるようしくみづくりに努めます」という2つの案を出しています。「地域全体で子育てを支援する視点」では、資料1-1で「子どもを安心して生み」、資料1-3では「安全で安心して、子どもを生み」となっています。いかがでしょうか。

事務局

先ほどから「子どもを生み、子育てをする」の部分でご意見いただいておりますが、「生む」という言葉には出産も含んでいますが、出産を求めるものではありません。「産む」ではなく「生む」として、出産・妊娠時期から継続して行っていきたいという趣旨で入れています。基本理念の中に、「親も八尾市で子どもを生み、育てて良かった、八尾市に住んで良かった」という文章があるため、それを頭出しとして入れてはどうかという思いがありました。ご意見をいただいたため、表現を再考したいと思います。

委員

「誇り」という表現について意見を述べさせていただきます。子育ては、母親が幸せだという喜びや幸福感をもつと、楽しくなります。幸せな気持ちをもって子育てができればよいと思うため、「喜びと幸福感」はどうか。

副会長

検討をお願いします。

「地域全体で子育てを支援する視点」の中に、「安全で」という文言を入れても違和感はないでしょうか。「子どもの視点」の文言についてもご意見はありませんか。これについては、資料 1-3 の「子どもが主体的に活動できるようなくみづくりに努めます」のほうが、子どもの視点がはっきり出て、理にかなっているように思います。

副会長

他にご意見、ご質問はありませんか。

次の案件に移らせていただきます。案件（2）について事務局から説明をお願いします。

案件（2）見込量の確保方策の検討について

事務局

【資料 2】「見込み量確保の方策の検討について」をご覧ください。

（資料 2 「1. 子ども・子育て支援事業計画に係る今後の検討について」の概要説明）

（資料 2 「2. 教育・保育給付に位置づけられる事業」の概要説明）

なお、地域型保育給付に位置づけられるこれらの事業については、案件（3）にも関連しますが、市町村の認可事業となっているため、市町村がこれらの認可基準を条例で必ず定めるものとして法律で明記されているため、後ほど、基準の考え方についてもご意見を頂いてまいりたいと考えております。

一方、これらの事業の実施については、子ども・子育て会議で意見をお聞きしながら、見込み量の確保の方策として活用するかどうか、今後、市において方向性を判断していくこととなります。

そのため、本日の会議では、認可施設のほか、これらの事業を活用していくべきか、そうでないのか、活用する場合はどのように活用していくべきかなど、事業活用の方向性について、ご意見をいただいてまいりたいと考えますのでよろしくお願ひいたします。

なお、資料の続きには、項目 3 で、認定区分ごとに利用できる事業について、項目 4 で、12 月に実施したアンケートにおける今後の利用意向を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、案件（2）の説明とさせていただきます。

副会長

教育、保育施設以外の事業の活用の方向性についてご意見をいただきたいと思います。具体的な内容については、今後策定部会で検討する予定です。小規模保育事業、家庭的保育などの事業活用の方向性についてご意見をお願いします。

委員

0歳から2歳児までは、よほど見る目がなければ、朝の子どもの変化は読み取れません。保育園でも0歳児にはかなり気を使います。保育ママでも事故が起こっているのが現状です。事故が起こらないとは言い切れないため、しっかりした基準を定めなければ、小規模保育を取り入れるのは難しいと思います。

委員

居宅訪問型保育事業については、ニーズ調査にもあるように、ベビーシッターの利用意向が低いです。ベビーシッターの事件があったところでもあります。この事業は市が行うものなので、賠償問題なども含めて、よく検討したほうがよいと思います。

副会長

保育事故を専門に取り上げ、リスクマネジメントのコンサルテーションを行う企業があります。その企業によると、0～2歳については、保育士自身がかかなりリスク意識を高めなければならないということです。通常の保育施設では、子どもの死亡事件は大きく分けて3つのケースで起きているそうです。もっとも多いのは0～2歳の昼寝中の死亡事故、次いで溺死です。幼稚園や保育園のプールの深さは15cmから30cmくらいなので、大人でも溺死する深さですが、つい保育者は安心してしまうようです。三つ目は誤飲です。誤飲では、食事中より、おやつの方の時間がヒヤリ・ハットが多いそうです。要するに、保育士や幼稚園の先生のリスク意識が低くなっている時間帯に起きています。0～2歳の子どもは、ベテランや意識の高い人が預かるのが安全性が高いと思います。小規模保育を行うにあたっては、リスク管理をしっかり行っていただきたいと思います。

しっかり管理していても人間が行うことです。その企業によると、そもそもヒヤリ・ハットする場面の基準がないということです。病院であれば、注射針を捨てる場所などの基準が明確で、それを逸脱するものはすべて事故とみなされます。1対29対300というヒヤリ・ハットの法則は、それぞれのスタッフの感性や力量に委ねるのではだめだということです。0～2歳の子どもを預かるための基準を明確にして、それを逸脱するものはすべてヒヤリ・ハットとみなすというようなものを作る必要があると思います。0～2歳の子どもの安全を考えて進めていただきたいと思います。

ベビーシッターの事件もありましたが、預け先がないため、どうしてもそのような場所に頼ってしまう面もあると思います。スマホで検索して簡単に預けられる場所もあるよう

ですが、安易に頼らない啓発と同時に、利用者に見合うだけの整備を行う必要があります。預ける人が困らないようなしくみを慎重に作る事が大事だと思います。

委員

スケジュールについて、パブリックコメントの実施が12月となっていますが、現在八尾市のホームページを見ると、7～8月に条例案についてのパブリックコメントの募集予定があります。一時、八尾市では認可外保育所を認可する動きがあったと思うのですが、現在、それがどうなっているのかと思っています。確保方策については、認可外保育園などの他の方策もあるため、安易に条例を作ってしまうことには賛成しかねます。そのような意見は、この会議の場だけでなく、パブリックコメントからも出て来ると思います。

また、保育の必要性の認定に関する基準の予定は、どのようになっていますか。

事務局

基準条例に関するパブリックコメントは、案件（3）で説明しますが、国のスケジュールでは、国から示された基準を踏まえて市の条例案を策定し、9月議会に提案することになっています。新制度のもとで事業を行う施設や事業者の認可や確認が10月以降に始まるため、それに間に合うように9月議会の提案となっています。本市においても、条例の制定に向けて作業を進めており、様々な方のご意見を取り入れるという視点から、パブリックコメントを実施するのがのぞましいと考えています。しかし、9月議会や、10月から認可と確認を始めるという非常に厳しいスケジュールのため、今回は、子ども・子育て会議の議論を最優先として、円滑な制度の開始ができるよう進めさせていただきたいと思っています。

副会長

他市の会議にも参加していますが、子ども・子育ての運営基準などの条例基準に関しては、国（内閣府）の市町村向けの説明資料があり、子ども・子育ての計画は中間とりまとめを行い、パブリックコメントを実施して事業計画を策定するように定めています。つまり、事業計画については、パブリックコメントを実施するように言っていますが、条例に関する各種基準については、「条例案を作成して、議会で上程制定する」と書いてあり、カッコ書きで、「必要に応じ、地方版子ども・子育て会議での意見徴収、パブリックコメント実施」となっています。

八尾市が、パブリックコメントの実施を意思表示してもよいのですが、全体の日程の中で考えることが必要です。基準条例案に関しては、一部参酌できる部分はありますが、概ね順守しなければならないものとなっています。最終的に議会の中で、調整して審議し、上程としてまとめあげるため、あくまでも審議の拠点は、議会にあります。

そのような背景から、八尾市としては、カッコ書き部分の本会議での意見を聴取するこ

とを選択したのだと認識しています。また、市ですぐに地域型保育事業を行わない場合にも、基準は作っておくこととなっています。

認可外保育所を認可する件について、事務局からコメントはありますか。

事務局

認可外保育施設についてですが、現在、国の待機児童解消加速化プランというものがあります。それによりますと、国の考えは、平成29年度までに、20万人分の保育を確保して待機児童解消を図ることとしています。そのメニューの中に、認可外保育施設の認可化移行可能性調査があります。八尾市もそれを使い、希望する認可外保育施設に調査を行っているところです。調査の結果、認可可能であれば認可外から認可になっていただき、今回の新制度の施設として対応していきたいと思っています。

委員

認可してもらいたくないところもあるのですか。

事務局

今回の調査前に認可の希望について聞いており、中には、認可外のままを希望するところもあります。その施設に理由を聞くと、施設として英語教育など特に力を入れているものがあるため、それに引き続き取り組みたいため認可外のままを選択するということです。

委員

小規模保育事業は、基準がA型、B型、C型などと異なっていると思います。このような計画は大人が考えますが、実際に預けられるのは子どもたちです。しかし、子どもたちは何も意見が言えないため、われわれはどの子どもも同じ水準の保育を受けられるようなしくみを作り、どこに行っても皆が「ここに来てよかった」と思えるような保育にすることが必要だと思います。

そのような観点で考えた場合、小規模保育事業を行うのであれば、最初から、「保育士は半数、資格がなくても大丈夫」というものも取り入れるのではなく、基本はA型の施設を多く作り、どうしても不足する場合にB型にするなど、子どもにとって良いものを増やすことに力を注ぐべきだと思います。

委員

小さい子どもを預かることについては、子どもから発信できないため、大人がしっかり目を届けることが大前提だと思います。母親の立場で考えると、保育所と同じ基準で、多くの目があって閉ざされた世界ではない、外からの目も行き届くような施設でなければ安心して子どもを預けることができません。できれば、人の方にお金をかけていただきたい

と思います。施設については、新しい施設にお金をかけるのではなく、例えば小学校の空き教室のような既存の施設を活用し、良い人材に保育士として働いていただきたいと思います。

委員

教育的なことも保育的なこともしてもらえることが理想的だと思っています。しかし、今後の利用意向を見て、簡易保育施設などにも希望者がいるのだなと思いながら見ていました。なぜなのかと考えると、地域型保育給付のところを見たときに、保育ニーズもバラバラで当たり前だと思います。

居宅訪問型保育事業で、「疾病や障害などで個別のケアが必要な場合」とありますが、保育園に入れてもらうことで刺激を受けることもできますが、マンツーマンで受けたいというニーズは、どのようにして満たすことができるのだろうかと思っています。子どもの肌の温もりを一日中感じたり、抱っこをし続けてほしいと思っている保護者もあるかもしれません。そのような保育の希望を満たしながらも、子どもを守りたいと思っています。これから新しい施設を建てるのはお金がかかるため、八尾市が空いた施設などを利用して総合保育施設のようなものを作ってはどうかと思います。

自分の子どもを預けるとしたら、家庭的保育者の資格にあるような「市町村長が研修して認めた者」では、不安に思います。ライン引きや指導など、目を光らせながら、少数派のニーズをもつ子どもの保育も叶えられるような総合施設を建てていただきたいと思います。

副会長

保育ニーズの隙間を誰がどのような形で埋めるのかということだと思います。様々なサービス供給者のアドミニストレーション、運営管理が、今後は必要になってくるのだと思います。

委員

八尾市でも、待機児童解消のために既存の保育施設の定員増を行っていると思います。小規模保育事業に関して言えば、0～2歳まで預けられたとしても、それ以降も預けたいという希望をもつ人が多いと思います。周囲の友達や小学校区内の施設に子どもを預ける保護者もいると思います。初めての集団生活になるため、切れ目のない形で保育を行ってもらえれば安心です。

また、現在、国が保育士不足に対する策を練っていると聞きます。保育士の給料は恵まれたものではないため、小規模保育事業を乱立するより、保育士の給料を充実するほうがよいと思います。小規模保育については、今まで長年保育士をしていない人が果たしてその事業を一人で行うかどうか、一方、長年保育士をしている人はリスクも分かっているた

め、二の足を踏むのではないかという懸念があります。

待機児童にむけて定員増をしているのであれば、保育士の人件費や看護師の補助を手厚くすることも一つの方策だと思います。

副会長

小規模保育事業については、3歳以降も確実につながっていけるよう連携施設を設定することが指導されています。保育士の人件費についても、子ども・子育て給付の中で、どのくらい上げられるのかは不明ですが、国としては、少しは上げるような方針はあるようです。

小規模保育事業を運営する保育士には、通常の保育所の先生と同じように研修を受けていただきたいと思います。保育士としてベテランであっても、研修の中で力量をブラッシュアップしたり、リスク意識を高めるようなことを継続的に行っていくことが必要だと思います。

副会長

他にご意見、ご質問はありませんか。

次の案件に移らせていただきます。案件（3）について事務局から説明をお願いします。

案件（3）子ども・子育て支援新制度における各種基準について

事務局

【資料3】「八尾市が条例で定める各基準案」をご覧ください。

これらの基準については、案件（2）でも触れさせていただきましたが、法律で市町村が定めることを明記されていることから、地域型保育の活用の方向性に関わらず、条例を制定することが求められています。

このような中、八尾市においても、これらの基準の条例を制定していくため、今回の会議では、これらの3つの基準について、八尾市の考え方をお示しし、ご意見をいただきたいと考えております。

なお、国が示すスケジュールでは、国から示された基準を踏まえ、市において条例案を作成し、9月議会に提案し、10月以降の施設・事業者の認可や確認に間に合わせる事となっています。本市においても、これらの基準制定に向け鋭意取組みを進めているところであり、様々な方の意見を取り入れ進めるという視点から、パブリックコメントを実施することがベターであると考えておりますが、日程的に非常に厳しい状況であるため、子ども・子育て会議での議論を優先させていただき、円滑な制度の開始に向け進めさせていただきたいと考えております。

まず、地域型保育事業の設備及び運営の基準につきましては、子ども・子育て支援新制度で、これらの事業が新たに児童福祉法に基づく市町村の認可事業として新たに位置付け

られたことから、市が基準を定める必要があります。

本事業の基準のうち、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」については資料 3-1 の条例で定めるべき項目の一覧表のとおりとなっており、一覧表の次に主な基準として、家庭的保育事業者等の一般原則、保育所等との連携、食事の提供などの国基準をお示ししております。

なお、主な基準についての、認可施設との基準の比較については、案件（2）でご覧頂いた資料 2 の各事業の基準の違いの表の通りであります。地域型保育事業については、新たな事業ということもあり、本市での実績がないため、基本的には国基準に従い、条例で定めてはどうかと考えております。

次に、資料 3 の裏面、②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準につきましては、認可を受けた施設・事業者からの申請に基づき、市が子ども・子育て支援法に基づく給付事業を行う対象施設・事業として「確認」という新たな事務を行うこととなったため、市が「確認」するための基準を定める必要があります。

確認の基準のうち、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」については、資料 3-2 の一覧表のとおりとなっており、主な基準として、受給資格等の確認、小学校等との連携などの国基準をお示ししておりますが、「確認」については、これまでなかった新たな事務であるため、基本的には国基準に従い、条例で定めることが望ましいと考えております。

最後に、③放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準につきましては、これまでも実施してきた本事業が、子ども・子育て支援新制度に位置づけられたことに伴い、基準を定めるものであります。

これらの基準のうち、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」については、資料 3-3 の一覧表のとおりとなっており、主な基準として、設備の基準、職員などの国基準をお示ししております。

これまで、放課後児童健全育成事業については、国のガイドラインに基づき運営してきたところであり、児童室の現状につきましては、資料 3 の参考資料の通りとなっております。

これらの本市の状況と今回国から示された基準を比較すると、一人当たりの面積が今回国から示された基準を下回る児童室や、1 室あたりの児童数が 40 人以上となる児童室が出てくるという状況があります。

そのため、国から示された基準を目指すことが望ましいと考えていますが、国から示された基準を遵守し運営する場合、児童室の増設に伴う教室の確保や指導員の増員などの対応が必要となってまいります。

以上、簡単ではございますが、3 つの基準についての本市の考え方とさせていただきますが、本日は、これらの考え方の方向性について、ご意見を賜りたいと考えております。

なお、今後、本日頂いたご意見を踏まえつつ、本市の条例案を検討し、次回の会議でお示し、さらにご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいた

します。

副会長

ご意見、ご質問をお願いします。

委員

放課後児童健全育成事業の放課後児童室についてですが、国が示す基準と現状を見ると、八尾市としては、働いている母親が多い中、70名近い子どもを40名にするのは難しいと思います。国の基準ではありますが、八尾市は難しいため、経過措置を設ける方がよいのではないのでしょうか。

事務局

確かに毎年ニーズが増えており、学校と調整を行いながら年間2～3クラブの増設を行っています。ただ今のご指摘のように、平成27年4月当初から国の基準に沿って行うためには、かなりの数の教室の増設と人員配置が必要になります。環境の改善には努めますが、平成27年4月当初からの対応は、かなり困難な状況です。

放課後児童室は今回6年生まで対象の枠を広げていますが、八尾市では、ほとんどの放課後児童室で既に6年生まで対象としているため、その点については対応可能です。ただし、現状の面積を基準に照らし合わせると、教室を増やさなければ約500名収容できなくなります。早期に国の基準に対応できるよう対応方策を検討していきませんが、現状からの改善期間として、一定期間の経過措置を設けていきたいと考えています。

副会長

八尾市の放課後児童室の現状の規模は、元々国の学童保育のガイドラインに従ったものですが、今回、国は、「放課後児童室は概ね40人以下にする」という基準を設けています。

学童保育の補助金は、国から直接、市町村の13事業の事業計画に対する交付金として、一括して出され、都道府県も一定の予算内で補助することとなっているという理解でよいのでしょうか。

事務局

現状では、国の補助金を府でとりまとめ、府から市町村に出されたものを、クラブ単位で補助を行っています。

副会長

今後は、それが国から直接市町村に交付されるのですね。

事務局

府の説明会では、平成 27 年 4 月からは、国からの補助と府からの補助になる予定であると示されていますが、具体的な方策等については、示されていません。

副会長

国の概算要求はこれからなので、その後になると思います。「放課後児童室は概ね 40 人以下にする」というラインを出している以上、国も真剣に取り組もうとしているのではないかと思います。そのような不確定で見えていないところもあるため、すぐに 40 人規模で整備するのは難しいと思います。

基準については、放課後児童室だけが悩ましい課題であり、その他の事業については、国の基準を踏襲することになります。

委員

5 月 30 日に配布された資料では、国の基準のことが細かく書いてありますが、今回は、参酌すべき基準や八尾市の考え方などが書いているだけなので、詳しくは分かりにくいのですが、今回の資料では、例えば、基準の向上については、線だけが引いてあり、「国基準を八尾市の基準とする」となっています。前回の国の基準に関しては、「設備や運営を向上させるように、市町村は放課後児童健全育成事業者に勧告することができる」となっています。どのように向上させるかについて、具体的に明記していただきたいです。また、八尾市として、現場の職員の話を書くという体制をとっていただきたいと思います。

子どもの中には、発達障害の子どももいるかもしれません。発達障害の子どもは大勢の中にいるとさらにパニックになりがちなので、別室が必要です。現状の放課後指導室は、人数が多いうえに建物も不足していることから、そのような配慮はできていないと聞きます。それぞれの子どものニーズに合わせた施設を考えていただきたいと思います。

放課後指導室は、子どもにとっては切れ目のない支援として、学校から帰ってくる家庭の場であり、勉強や遊びの場でもあります。施設としてしっかりしていなければ、子どもが不幸になる可能性があります。そこで従事する職員についても、八尾市の場合、1 年勤務すると 3 か月休暇を取らなければならない職員が多いです。家庭として考えた場合、同じ人が継続的に子どもを見るのが不可能になります。子どもが安心して生活できるよう、職員の対応や勤務形態も考えていただきたいと思います。

副会長

貴重なご意見をありがとうございます。

案件（４）その他

- ① 子ども・子育て支援新制度パンフレットについて
- ② 子ども・子育てワークショップの日程について

副会長

案件（４）について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、案件（４）について２点ご説明いたします。

【参考資料１】「子ども・子育て支援新制度パンフレット(案)」をご覧ください。

（八尾市では子ども・子育て支援新制度の周知を目的として、8月中旬までに未就学の子どもがいる世帯を対象に、新制度の概要を示したパンフレットを発送する旨説明）

※作成中のため、今後記載内容に変更が生じるが、未定稿パンフレットを参考資料として配布

なお、8月下旬から9月上旬にかけて市民の方々への新制度の説明会を予定しており、こちらについては詳細が決まり次第、改めてご報告させていただきます。

2点目に、子ども・子育てワークショップの日程についてご説明いたします。

【参考資料２】「子ども・子育てワークショップの開催日程について」をご覧ください。

（各子ども・子育てワークショップの開催日程について説明）

簡単ではございますが、以上で案件（４）の説明とさせていただきます。

副会長

子ども・子育て新制度の市民への周知についてですが、どの市町村でも秋から幼稚園の入園受付が始まります。パンフレットでの広報に加え、現在保育所や幼稚園に通わせている保護者や新たに入園を考えている保護者に、現場である園がきちんと説明できるような体制をとっていただきたいと思います。

委員

参考資料１は8月頃に配布予定ですが、資料２のスケジュールでは、6～7月に幼稚園等への意向調査があります。参考資料１が出る頃には、市内のどの幼稚園や保育園が認定子ども園になるかという情報は分からないのですか。

事務局

資料２にあるようにアンケートを実施するため、各施設の意向は把握できますが、実際の事業提供となると10月以降の確認作業を終えなければ把握できません。8月時点では、あくまでも施設の意向把握に留まります。

委員

それが分かった時点で、市から改めて子育て世帯に情報提供する予定はありますか。

副会長

一般的には、事業者が保護者に説明する形になると思います。

副会長

他に、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは本日の案件は以上となります。では最後に事務局から次回以降の説明と閉会の挨拶があるのでお願いいたします。

閉会

こども政策課長

次回会議以降についての事務連絡

閉会挨拶